一般社団法人浦和レッズ後援会定款

第 1 章 総 則

（名称）

第１条 この法人は、一般社団法人浦和レッズ後援会と称する。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

（目的）

第３条この法人は、浦和レッドダイヤモンズが、世界一のサッカークラブと成るための支援、併せてスポーツを通したまちづくり・人づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．会員親睦事業

２．スチュワード活動事業

３．チケット斡旋事業

４．スポーツのまちづくり推進事業

５．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第５条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

（法人の構成員）

第６条 この法人に次の会員を置く。

（１） 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人、団体もしくは個人

（２） 個人会員 この法人の事業に賛同して入会した個人

２ 前項の会員のうち法人会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第７条 この法人の法人会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込み

をし、その承認を受けなければならない。
２　この法人の個人会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをしなければならない。

（入会金及び会費）
第８条 会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第９条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第１０条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を 除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１１条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）第８条の支払義務を２年連続して履行しなかったとき。
（２）総法人会員が同意したとき。
（３）当該会員が死亡、又は解散したとき。

第 3 章 社員総会

（構成）
第１２条 社員総会は、すべての法人会員をもって構成する。

（権限）
第１３条 社員総会は、法令に定める事項のほか、入会金及び会費について決議する。

（開催）
第１４条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後３ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）
第１５条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決議し、代表理事が招集する。

（議長）
第１６条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等あるときは、理事会であらかじめ定めた順序により、他の理事が議長になる。

（議決権）
第１７条 社員総会における議決権は、法人会員１名につき１個とする。

（決議）
第１８条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総法人会員の議決権の過半数を 有する法人会員が出席し、出席した法人会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の時は 議長が決するところによる。

（議事録）
第１９条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び社員総会において選出された２名以上の議事録作成者は、これに記名押印する。

第 4 章 役 員 等

（役員の設置と員数）
第２０条 この法人に、次の役員を置く。
（１）理事 ３名以上 ３０名以内
（２）監事 ３名以内
２ 理事のうち、１名を代表理事とする。
３ 代表理事以外の理事のなかから業務執行理事を置くことができる。

（役員の選任）
第２１条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２ 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
３ 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
４ 理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様

とする。
５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２２条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）
第２３条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２４条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２５条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第２６条 理事及び監事等の報酬等については別に定める。

（責任の一部免除）
第２７条 この法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に

定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　この法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

（名誉会長、会長及びその職務）
第２８条　この法人に、名誉会長及び会長を置く。
２　名誉会長は、埼玉県知事の職にある者をもって充てる。
３　会長は、さいたま市長の職にある者をもって充てる。
４　名誉会長及び会長は、代表理事の諮問に応え、意見を述べることができる。

第 5 章 理 事 会

（構成）
第２９条　この法人には、理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３０条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第３１条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議長）

第３３条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等による支障があるときは、当該理事会において議長を選出する。

（議事録）
第３４条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第 6 章 委 員 会

（委員会）
第３５条 この法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。
２ 委員会委員は理事会において承認する。
３ 委員会委員の定数は、理事会が定めるものとする。

第 7 章 会 計

（事業年度）
第３６条 この法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月３０日に終わる。

（剰余金）
第３７条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）
第３８条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）
第３９条 この法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）
第４０条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

以上は当法人の現行定款である。

令和８年２月２５日